

メニュー

文字の大きさ・色合い変更

音声読み上げ

ふりがな表示

やさしい
日本語Foreign
Languages
言語をかえる

トップページ

暮らし・手続き

防災・生活安全

健康・福祉

子ども・家庭・教育

環境・まちづくり

産業・文化・観光

区政情報

Google

検索の方法

現在のページ：[トップページ](#) > [子ども・家庭・教育](#) > [学校・幼稚園・教育](#) > [奨学資金](#) > 給付型奨学金について

奨学資金

[その他の奨学金制度](#)[給付型奨学金について](#)[貸付型奨学金について](#)[港区奨学基金](#)

Tweet



更新日：2022年10月31日

給付型奨学金について

制度概要

1 目的

大学、専門学校等への進学を予定又は現在在学している方で、学業に意欲をもちながらも経済的理由により修学が困難な方に奨学金を支給しています。

2 対象となる学校

下表で支給対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生が支給対象です。

実際の対象校については、文部科学省ホームページでご確認ください。

（表内の記号の意味）・・・○：支給対象 ×：支給対象外 △：表下（※）を参照

学校種別・課程	支給の可否	備考
---------	-------	----

大学	学部・学科		○	
		通信教育課程	○	
		専攻科・別料（※1）	×	
短期大学	学科		○	
		通信教育課程	○	
		専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
		別科	×	
高等専門学校	4・5年生		○	
		専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
専修学校	専門課程（上級学科を含む）		○	
		通信教育課程	○	

※1 大学の専攻科、別料は対象外です。

※2 短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に在籍している人に限り対象となります。

3 奨学金の給付額

令和2年度から国の高等教育の無償化制度が拡充したことを踏まえ、区では国（日本学生支援機構）が対象とする低所得世帯に加え、区の実態に即した所得層までを対象とする独自の給付型奨学金制度を取り入れています。所得については、課税標準額を基準に要件を設定しています。

国（日本学生支援機構）の無償化制度該当者は、その支援を受けた上で区の給付も受けるようにしてください（※1）。ま

た、所得額が要件を満たさず給付を受けられない方には貸付奨学金の制度をご案内しています。

(※1) 国の無償化制度は、在学している高校等を通じて日本学生支援機構に申請し、認定を受けます。申請期間については各学校により異なります。

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）を申請に基づき支給します。

支援区分	収入基準
A区分	区市町村民税のうち所得割課税額(※2)が100円以上25,600円未満の世帯
B区分	区市町村民税のうち所得割課税額が25,600円以上51,300円未満の世帯
C区分	区市町村民税のうち所得割課税額が51,300円以上68,400円未満の世帯
D区分	区市町村民税のうち所得割課税額が68,400円以上87,800円未満の世帯

(※2) ここで指す「所得割課税額」とは、**課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）**で計算したものを指します（100円未満切り捨て）。**所得割課税額は「課税証明書」により確認することができます。**

各区分における給付額

区分			給付額（月額）			
			A	B	C	D
大学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	24,600円	49,200円	49,200円	24,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	37,100円	74,200円	74,200円	37,100円
		私立（自宅通学）	32,200円	64,400円	64,400円	32,200円
		私立（自宅通学以外）	44,700円	89,400円	89,400円	44,700円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	17,200円	34,300円	34,300円	17,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	29,700円	59,300円	59,300円	29,700円
		私立（自宅通学）	22,700円	45,500円	45,500円	22,700円

		私立（自宅通学以外）	35,200円	70,500円	70,500円	35,200円
短期大学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	20,600円	41,100円	41,100円	20,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	33,100円	66,100円	66,100円	33,100円
		私立（自宅通学）	30,000円	60,000円	60,000円	30,000円
		私立（自宅通学以外）	42,500円	85,000円	85,000円	42,500円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	15,200円	30,300円	30,300円	15,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	27,700円	55,300円	55,300円	27,700円
		私立（自宅通学）	22,700円	45,500円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	35,200円	70,500円	70,500円	35,200円
高等専門学校	国立及び公立（自宅通学）	12,400円	24,700円	24,700円	12,400円	
	国立及び公立（自宅通学以外）	18,000円	35,900円	35,900円	18,000円	
	私立（自宅通学）	28,400円	56,700円	56,700円	28,400円	
	私立（自宅通学以外）	33,900円	67,700円	67,700円	33,900円	
専修学校	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	14,400円	28,700円	28,700円	14,400円
		国立及び公立（自宅通学以外）	26,900円	53,700円	53,700円	26,900円
		私立（自宅通学）	29,100円	58,300円	58,300円	29,100円
		私立（自宅通学以外）	41,600円	83,300円	83,300円	41,600円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	12,100円	24,100円	24,100円	12,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	24,600円	49,100円	49,100円	24,600円
		私立（自宅通学）	23,600円	47,200円	47,200円	23,600円
		私立（自宅通学以外）	36,100円	72,200円	72,200円	36,100円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校			1,500円	2,900円	2,900円	1,500円

入学に際して必要とする資金の給付額

区分			給付額			
			A	B	C	D
大学	学部 (夜間学部を除く。)	国立及び公立	94,000円	188,000円	188,000円	94,000円
		私立	86,600円	173,300円	173,300円	86,600円
	夜間学部	国立及び公立	47,000円	94,000円	94,000円	47,000円
		私立	46,600円	93,300円	93,300円	46,600円
短期大学	学科 (夜間学科を除く。)	国立及び公立	56,400円	112,800円	112,800円	56,400円
		私立	83,300円	166,600円	166,600円	83,300円
	夜間学科	国立及び公立	28,200円	56,400円	56,400円	28,200円
		私立	56,600円	113,300円	113,300円	56,600円
高等専門学校		国立及び公立	28,200円	56,400円	56,400円	28,200円
		私立	43,300円	86,600円	86,600円	43,300円
専修学校	学科 (夜間学科を除く。)	国立及び公立	23,300円	46,600円	46,600円	23,300円
		私立	53,300円	106,600円	106,600円	53,300円
	夜間学科	国立及び公立	11,600円	23,300円	23,300円	11,600円
		私立	46,600円	93,300円	93,300円	46,600円

通信による教育を行う大学、短期大学 及び専修学校	0円	0円	0円	0円
-----------------------------	----	----	----	----

(注1) 自宅通学とは、申請者本人が生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者の単身赴任等は、一時的に別居している場合も自宅扱いとなります）。

(注2) 自宅外通学とは、申請者本人が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

(注3) 「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であるということの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。

(注4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

支給対象者の要件（基準）

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していること。
- ・経済的理由により修学が困難であること。（詳細は「収入基準・資産基準」を参照。）
- ・高等学校若しくは高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程を卒業する見込み若しくは修了する見込み又は卒業後若しくは修了後2年以内で、初めて大学等に入学する者。又は、大学等に在学する学生等であること。
- ・学校長の推薦があること。
- ・学業成績が特に優れていること。（詳細は「収入基準・資産基準」を参照。）

収入基準・資産基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

【収入基準】

収入については、最新の住民税情報によって審査を行います。

収入基準については下表の4つの区分に分けられています。

支援区分	収入基準（※1）
A区分	区市町村民税のうち所得割課税額（※2）が100円以上25,600円未満の世帯
B区分	区市町村民税のうち所得割課税額が25,600円以上51,300円未満の世帯

C区分	区市町村民税のうち所得割課税額が51,300円以上68,400円未満の世帯
D区分	区市町村民税のうち所得割課税額が68,400円以上87,800円未満の世帯

(※1) 収入については、申請者本人と生計維持者の最新の住民税情報によって審査を行います。

(※2) ここで指す「所得割課税額」とは、**課税標準額×6%－(調整控除額+調整額)**で計算したものを指します。
(100円未満切り捨て)

【資産基準】

申込日時点の申請者と生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

生計維持者の人数	基準額（申請者本人と生計維持者の資産額の合計）
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

学業成績等に係る基準

【進学予定者】

申込み時点で次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する必要があります。

（ア）高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること（※1）

（イ）将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること。
(※2)

(※1) 評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学業成績。

(※2) 学修意欲の確認は、レポートの提出等により行います。

【在学者】

申込み時点で次のいずれかに該当する必要があります。

申込者年次	学業成績等に係る基準
	次の1.～3.のいずれかに該当すること。

<p>1年次 (前年度秋入学者含む)</p>	<p>1. 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること 2. 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。 3. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、レポート（学修計画書）等により確認できること。</p>
<p>2年次以上</p>	<p>次の1.、2.のいずれかに該当すること。 1. GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2（おおむねGPA/2.5以上）の範囲に属すること。 2. 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、レポート（学修計画書）により確認できること。 ※ 採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在籍中の場合、4年次修了時の成績により判定されます。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととなります。</p>

募集時期

在学者

年2回（5月頃、8月頃を予定）

進学予定者

年1回（12月頃を予定）

※募集時期については予定です。詳細な時期についてはお問合せください。

港区給付奨学金案内

在学者

[\(在学生向け\) 港区給付奨学金案内 \(PDF : 738KB\)](#)

進学予定者

[\(進学予定者向け\) 港区給付奨学金案内 \(PDF : 2,628KB\)](#)

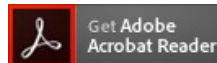
よくある質問

「特によくある質問」は、登録されていません。

特によくある質問

- [区立の小学校・中学校・幼稚園の学級数、児童数・生徒数・園児数について知りたい。](#)
- [港区の奨学金について知りたい。](#)
- [区立小学校・中学校の通学区域について](#)

「よくある質問コンテンツ」をご活用ください。



Get Adobe
Acrobat Reader

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

所属課室：教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係

電話番号：03-3578-2711（内線：2713）

ファックス番号：03-3578-2759

▲
ページの先頭へ戻る



- 文字の大きさ・色合い変更
- 音声読み上げ
- ふりがな表示



[トップページ](#)

[暮らし・手続き](#)

[防災・生活安全](#)

[健康・福祉](#)

[子ども・家庭・教育](#)

[環境・まちづくり](#)

[産業・文化・観光](#)

[区政情報](#)

Google

検索の方法

現在のページ：[トップページ](#) > [区政情報](#) > [広聴](#) > [よくある質問](#) > [学校・幼稚園・教育](#) > 港区の奨学金について知りたい。

よくある質問

- [暮らし・手続き](#)
- [防災・生活安全](#)
- [健康・福祉](#)
- [子ども・家庭・教育](#)
- [環境・まちづくり](#)
- [産業・文化・観光](#)
- [区政情報](#)

Tweet



更新日：2021年12月17日

港区の奨学金について知りたい。

質問

港区の奨学金について知りたい。

回答

区の奨学金制度は貸付型と給付型があり、次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- 奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していること。
- 経済的理由により修学が困難であること。
- 次のいずれかに該当すること。

ア 高等学校若しくは高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程を卒業する見込み若しくは修了する見込み又は卒業後若しくは修了後2年以内で、初めて大学等に入学する者。

イ 大学等に在学する学生等であること。

- 学業成績が特に優れていること。（給付型のみ）

提出書類等

- ・ 申請書
- ・ 推薦調書(在籍校の学長記載のもの)
- ・ 成績を証明する書類（給付型のみ）

保護者の所得を証明する書類が必要な場合があります。

届出窓口

教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係

届出人

貸付又は給付を希望する本人、またはその保護者

届出方法

郵送又は直接持参

受付時間

午前8時30分～午後5時

お問い合わせ先

教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係

03-3578-2111（内線2713）

関連リンク

- [貸付奨学金について](#)
- [給付奨学金について](#)
- [その他の奨学金制度](#)

[▲
ページの先頭へ戻る](#)

[港区ホームページについて](#)

[このサイトの考え方](#)

[個人情報の取り扱いについて](#)

[RSS利用方法](#)

[リンク集](#)

[サイトマップ](#)

法人番号：8000020131032

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号

電話番号：03-3578-2111（代表） ファックス番号：03-3578-2034

[区役所への
行き方](#)

[組織案内](#)

Copyright © Minato City. All rights reserved.

支給金額（一例）

実際の給付額については、収入基準の支援区分、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる額を申請に基づき支給します。

区分	給付額（月額）				
	A区分	B区分	C区分	D区分	
大学	国立及び公立（自宅通学）	24,600円	49,200円	49,200円	24,600円
	国立及び公立（自宅通学以外）	37,100円	74,200円	74,200円	37,100円
	私立（自宅通学）	32,200円	64,400円	64,400円	32,200円
	私立（自宅通学以外）	44,700円	89,400円	89,400円	44,700円

入学資金のサポート（一例）

入学に際して必要とする資金について、申請に基づき支給します。

なお、入学資金については入学した月から給付を受けている方のみ支給対象となります。

区分	給付額				
	A区分	B区分	C区分	D区分	
大学	国立及び公立	94,000円	188,000円	188,000円	94,000円
	私立	86,600円	173,300円	173,300円	86,600円



申請期間の目安

在学生向け

年2回（5月、8月頃）を予定

港区給付奨学金に関する問合せ先

【担当部署】 港区教育委員会事務局教育推進部
教育長室教育総務係

【電話番号】 03-3578-2111（奨学金担当）

【相談窓口】 〒105-8511 港区芝公園 1-5-25
（港区役所本庁舎7階 710 窓口）

【開庁時間】 午前8時30分から午後5時15分まで
（土日祝を除く）



（在学生向け）

港区給付奨学金案内

大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・
専修学校（専門課程）在学中の皆さんへ、
港区には返還不要の奨学金制度があります。



本パンフレットは「港区給付型奨学金」について記載しています。その他「港区貸付型奨学金」もありますので、詳細は港区ホームページをご確認ください。



港区教育委員会事務局
教育推進部教育長室教育総務係

応募資格

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ・奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していること。
- ・大学等に在学している学生等であること。
- ・学業成績が特に優れていること。
- ・経済的理由により修学が困難であること。

対象となる学校（確認大学等）

国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生が支給対象です。

◎国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧

(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



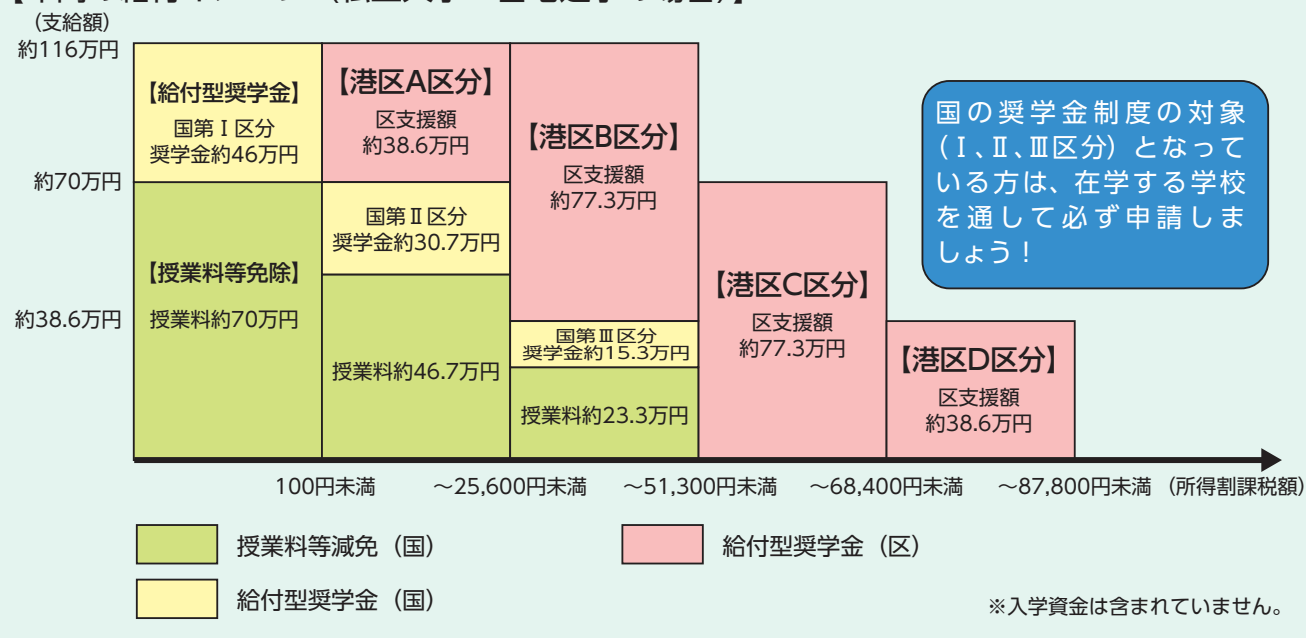
収入基準

収入については、5月の一次募集では前々年の収入に基づく前年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します。8月の二次募集では前年の収入に基づく当年度住民税情報で判定します。

支援区分	収入基準
対象外	区民税非課税世帯
A区分	区市町村民税のうち所得割課税額(※)が100円以上25,600円未満の世帯
B区分	区市町村民税のうち所得割課税額が25,600円以上51,300円未満の世帯
C区分	区市町村民税のうち所得割課税額が51,300円以上68,400円未満の世帯
D区分	区市町村民税のうち所得割課税額が68,400円以上87,800円未満の世帯
対象外	区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上の世帯

(※)ここで指す「所得割課税額」とは、**課税標準額×6%—(調整控除額+調整額)**で計算したものを指します。
(100円未満切り捨て)

【年間の給付イメージ（私立大学・自宅通学の場合）】



※収入基準のほか、資産基準や学業成績の基準等もあります。詳しくは港区ホームページにてご確認ください。